

静岡県告示第560号

林業種苗法関係業務実施要綱（昭和45年静岡県告示第916号）の一部を次のように改正する。

令和5年9月22日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p>第5 種子の採取時期</p> <p>法第23条の規定により、静岡県の区域内における配布の目的をもつてするすぎ、ひのき、あかまつおよびくろまつの種子の採取時期は、毎年<u>10月1日</u>以降とする。</p>	<p>第5 種子の採取時期</p> <p>法第23条の規定により、静岡県の区域内における配布の目的をもつてするすぎ、ひのき、あかまつおよびくろまつの種子の採取時期は、毎年<u>9月20日</u>以降とする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。